

退 職 金 定 期 預 金

(2025 年 5 月 12 日現在)

1. 商 品 名	・退職金定期預金
2. 販売対象	・営業区域内在住の方 ・過去 1 年以内に受け取った退職金を定期預金へ預入される方 ・退職者ご本人（退職金額を確認できる資料が必要です。） ・組合員（申込時の加入も認められます。）
3. 期 間	・1 年
4. 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入（お一人 1 回限りで取扱店舗は 1 店舗に限ります。） ・100 万円以上 1,000 万円未満：スーパー定期預金とします。 1,000 万円以上：大口預金とします。 ・1 円単位 退職金額の範囲内とします。
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法	・年 0.35%の金利（税引後年 0.2788975%） ただし、厚生年金、国民年金または共済年金を当組合でお受取りされている方（振込口座指定手続きをされた方も含む）または、振込口座指定を予約いただいた方（年金受取予約サービス申込書の提出が必要です）は、年 0.5%（税引後年 0.398425%）の金利とします。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7. 税 金	・個人…20%の源泉分離課税（国税 15%・地方税 5%） ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。
8. 手 数 料	—
9. 付加できる特約事項	・法令の範囲内でマル優の取扱いができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 3 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6 か月未満の場合 解約日における普通預金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50%
11. 金利情報の入手方法	・当組合のホームページおよび店頭備え付けの金利ボードをご覧ください。か、または窓口にお問い合わせください。

街のお役に、くらしの夢に



12. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓口：小田原第一信用組合コンプライアンス統括室】 フリーダイヤル：0120-86-0465 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.daishin.shinkumi.jp/ ・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記小田原第一信用組合コンプライアンス統括室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【窓口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 （全国信用組合会館内）
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

街のお役に、くらしの夢に

